

**山形市役所前バス待合所
リノベーション事業**

募集要項

令和6年8月19日

山形市

目 次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業の概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設等の管理者	1
3	事業の目的	1
4	事業の概要	1
第3	応募者の備えるべき参加資格要件	2
1	応募者の構成等	2
2	応募に係る参加資格要件	3
3	参加資格の確認基準日	4
4	参加資格の喪失	4
第4	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	募集及び選定スケジュール	4
2	応募手続等	5
第5	提案条件に関する事項	6
1	整備場所	7
2	整備内容	7
3	各種業務に関する提案の条件	7
4	事業計画に関する条件	7
5	市と選定事業者の責任分担	7
第6	優先交渉権者の選定に関する事項	7
1	事業者選定検討委員会の設置	7
2	選定方法	7
3	審査方法	7
4	優先交渉権者の決定及び審査結果	8
5	募集の中止等	8
第7	契約に関する事項	8
1	設計建設工事請負契約	8
2	契約を締結しない場合	8
3	契約締結に係る費用の負担	8
4	契約保証金	8
5	選定事業者の契約上の地位	9
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	9
1	問合せ先	9

第1 募集要項の位置づけ

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、山形市（以下「市」という。）が、山形市役所前バス待合所リノベーション事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため、本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）に対し、本事業、プロポーザル方式による応募に係る条件、その他基準に関する必要な事項を提示するものである。

下記に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

○別添資料

- 別添資料1 要求水準書（添付資料及び閲覧資料を含む）
- 別添資料2 審査基準書
- 別添資料3 様式集

第2 事業の概要

1 事業名称

山形市役所前バス待合所リノベーション事業

2 公共施設等の管理者

山形市長 佐藤孝弘

3 事業の目的

バスの待合環境を改善しバス利用者の利便性向上を図るとともに、まちなかの滞在空間を創出し回遊性の高いまちづくりを推進するため、山形市役所前バス待合所のリノベーションを行う。

なお、別途工事として、山形市役所前バス待合所へのデジタルサイネージ設置、山形市役所前バス停留所へのデジタルサイネージ及び上屋の設置を予定している。

4 事業の概要

本事業の概要は、以下のとおりとし、詳しくは要求水準書に示す。

(1) 事業方式

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で本施設の設計・建設を一括で行うDB方式（Design Build）により実施する。

(2) 事業範囲

事業を行う者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）が行う本事業の業務範囲は以下のとおりである。なお、業務範囲の詳細については要求水準書に示す。

① 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 建築設計業務
- ウ 各種申請等業務

② 建設業務

ア 建設工事業務

イ 工事監理業務

(3) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は以下のとおりである。

市は、選定事業者が実施する設計業務及び建設業務に係る対価について、設計建設工事請負契約書に定める額を支払う。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、設計建設工事請負契約の締結日から令和7年3月21日までとする。

(5) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

設計建設工事請負契約の締結	令和6年10月
設計・建設期間	令和6年10月～令和7年3月
施設引渡し・供用開始	令和7年 3月

(6) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱、基準・指針等を的確に把握し遵守すること。

(7) 事業の契約

市は、本事業について選定事業者に設計・建設を一括で発注するため、事業者選定の後、優先交渉権者と設計建設工事請負契約を締結する。

第3 応募者の備えるべき参加資格要件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

① 応募者は、単独企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこととする。

ア 共同企業体を構成する企業の中から代表企業を定め、参加表明書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続を代表して行うこと。

イ 参加表明時に参加構成員全てを明らかにし、各々が担当する役割を明確にすること。

ウ 参加構成員は、他の提案を行う参加者の構成員になることはできない。

エ 構成員の変更は、提案書類の受付日以降、認めない。

オ 各構成員は、建設共同企業体協定書を締結し、提出すること。

② 応募者（共同企業体の場合は、代表企業）は、山形市内に本社を有する者であることが望ましい。

③ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積の意味から市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。なお、山形市産材や木製建具、地場産品等の活用についても可能な範囲で検討すること。

2 応募に係る参加資格要件

(1) 応募に係る参加資格要件（共通）

応募者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 提案書提出の前日までに本市の指名停止期間中に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年号外法律第154号）に基づく更正手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）の精算開始又は破産法（平成16年法律第75号）の破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- ⑥ 山形市税の滞納がないこと。
- ⑦ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- ⑧ 山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- ⑨ 本事業について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置することができるとともに、現場代理人を配置することができること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
- ⑩ プロポーザルに参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、審査結果通知に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときには、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

(2) 応募に係る参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理の各業務に当たる者は、上記(1)の要件の他に、それぞれ以下の資格要件を満たすこと。

① 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

② 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、アからイの要件を満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）建設業法第15条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

イ 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）の規程に基づき、競争入札参加者名簿に

建築一式工事として登録されており、格付がA等級またはB等級のものであること。

③ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。

3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査に関する書類の受付日とする。

4 参加資格の喪失

- (1) 募集要項公表日以降に、本事業に関わって、山形市役所前バス待合所リノベーション事業者選定検討委員会の委員に接触を試みた者は応募に係る参加資格を失うものとする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から提案書の受付開始までの間、応募者又は共同企業体の構成員のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は参加することができない。ただし、共同企業体の代表企業以外の構成員が応募に係る参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、参加することができるものとする。
- (3) 提案書の受付開始の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者又は共同企業体の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、共同企業体の代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の当該参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。
- (4) 優先交渉権者決定日の翌日から設計建設工事請負契約締結日までの間、優先交渉権者の構成員が応募に係る参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と設計建設工事請負契約を締結しない場合がある。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が応募に係る参加資格要件を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、設計建設工事請負契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と設計建設工事請負契約を締結する。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

内 容	予定日
公募公告（募集要項等の公表）	令和6年 8月19日
現地説明会	令和6年 8月23日
質問書の提出期限	令和6年 8月28日
質問への回答公表	令和6年 9月 4日
参加表明書の提出期限	令和6年 9月 6日

参加資格審査結果の通知	令和6年 9月11日
提案書等の提出期限	令和6年 9月17日
提案発表（プレゼンテーション）	令和6年 9月26日
優先交渉権者の決定及び公表	令和6年 9月 下旬
契約の締結	令和6年 9月 下旬

2 応募手続等

応募手続等は、土、日、祝日を除く9時00分から17時00分、又は指定された時間に以下の提出先に行くこと。

【提出先】 山形市企画調整部公共交通課

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL：023-641-1212 E-mail:kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(1) 現地説明会

① 説明会開催日及び開催場所等

日 時：令和6年8月23日 14時00分から16時00分

場 所：山形市役所前バス待合所

資 料：参加にあたっては、山形市のホームページから募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。（<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>）

② 申込方法

別添資料3「様式集」様式1「現地説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「募集要項等に関する説明会参加申込書」と記載すること。

③ 参加申込期間

令和6年8月22日 正午まで

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

① 質問の方法

質問は別添資料3「様式集」様式2「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「募集要項等に関する質問」と記載すること。

なお、電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに提出先に連絡すること。

また、以下に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

② 受付期間

令和6年8月19日から令和6年8月28日15時まで

③ 回答公表

質問に対する回答は、山形市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものは公表しない。

回答公表日：令和6年9月4日

(3) 資料の閲覧

募集要項等の資料の閲覧を希望する者は、山形市企画調整部公共交通課に事前に連絡すること。

閲覧期間：令和6年8月19日から令和6年9月11日まで

(4) 参加表明書等の受付

参加を表明する者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を以下のとおり提出しなければならない。

① 提出方法

別添資料3「様式集」に示すとおり、郵送又は持参により提出すること。

持参する場合は事前に連絡を行うこと。

② 受付期間

令和6年8月19日から令和6年9月6日15時まで

③ 審査結果の通知

資格審査の結果については、応募者に対して個別にメールにて通知する。

通知日：令和6年9月11日15時まで

(5) 提案書の受付

① 提出方法

別添資料3「様式集」に示すとおり作成し、事前に連絡の上、持参により提出すること。

② 受付期間

令和6年9月12日から令和6年9月17日まで

(6) 参加表明の辞退

応募者が、提案書の提出を辞退する場合は、提案書提出期限までに、別添資料3「様式集」様式4「参加辞退届」を提出すること。

(7) プレゼンテーションの実施

市は、提案書提出事業者に対し、提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

(8) その他

① 本プロポーザル方式による募集の参加に要する経費は、全て応募者（提案者）の負担とする。

② 提出された書類は、返却しない。

③ 事業者の募集及び選定が公正に執行することができないと認められる場合、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、事業者の募集及び選定の執行を延期又は中止することがある。

第5 提案条件に関する事項

1 整備場所

(1) 所 在：山形市旅籠町二丁目3番25号

(2) 施設名称：山形市役所前バス待合所

(3) 整備箇所：建物全体

2 整備内容

(1) 案内所の撤去及び待合空間への改修に係る設計、工事

(2) 内装の改修に係る設計、工事

(3) 電源、照明、空調設備、自動ドア、防犯カメラなど必要となる設備の設計、工事

3 各種業務に関する提案の条件

本事業に係る設計、建設業務については、別添資料1「要求水準書」及び別添資料3「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

4 事業計画に関する条件

(1) 提案価格の上限

本事業の提案価格の上限は、以下のとおりである。応募者は以下の価格を上限として提案すること。本提案にあたり下限額は設定しないものとする。

21,780,000円（税込）

5 市と選定事業者の責任分担

本事業における本施設の設計、建設等における業務遂行上の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

第6 優先交渉権者の選定に関する事項

1 事業者選定検討委員会の設置

提案書類の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置する「山形市役所前バス待合所リノベーション事業者選定検討委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

事業者選定検討委員会を構成する委員は、以下のとおりとし、委員会の会議は非公開とする。

【委員】

委員長	山形市企画調整部長
委員	山形市財政部資産マネジメント課長
	山形市福祉推進部長寿支援課長
	山形市まちづくり政策部まちづくり政策課長
	山形市都市整備部建築課長
アドバイザー	一般社団法人 山形県バス協会 専務理事 小関 和夫

2 選定方法

本事業は、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、効率的・効果的な設計・施工を求めるものであり、事業者の選定にあたっては、工事価格をはじめ、設計内容、建設能力等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により行う。

3 審査方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

(1) 参加資格審査

応募者が提出する資格審査書類について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 審査及び選定

① 委員会は、別添資料2「審査基準書」に従い加点審査と価格審査を行い、各委員の評価点の合計得点が配点合計の60%以上で、合計点が最も高い提案を優先交渉権者として選定する。

② 委員会は、提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

4 優先交渉権者の決定及び審査結果

市は、委員会による審査結果に基づき優先交渉権者の決定を行い、その審査結果を市ホームページで公表する。

5 募集の中止等

市は、募集の妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により募集、審査及び選定を公正に執行できないと認めるとき、又は競争性を確保し得ないと認めるときは、募集、審査及び選定の執行延期、再募集又は募集の取り止め等の対処を図る場合がある。

第7 契約に関する事項

1 設計建設工事請負契約

市は、選定事業者と設計建設工事請負契約を締結する。

2 契約を締結しない場合

選定事業者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、選定事業者の構成員が応募に係る参加資格要件を欠くに至った場合、市は設計建設工事請負契約を締結しない場合がある。この場合において、市は選定事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員が応募に係る参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、選定事業者と設計建設工事請負契約を締結することができる。

3 契約締結に係る費用の負担

設計建設工事請負契約締結に係る選定事業者側の印紙代等は、選定事業者の負担とする。

4 契約保証金

契約保証金については、設計建設工事請負契約の締結と同時に、設計・建設業務の対価の現金100分の10以上を納付すること。

ただし、選定事業者が、設計・建設業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は市が確実と認める金融機関等の保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、設計建設工事請負契約の締結と同時に、選定事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は選定事業者を被保険者とし、設計・建設業務の対価の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする保険若しくは有価証

券、公共工事履行保証証券を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして保険若しくは有価証券、公共工事履行保証証券を締結させる場合には、契約保証金を免除する。なお、選定事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定すること。

5 選定事業者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は設計建設工事請負契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分してはならない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 問合せ先

山形市企画調整部公共交通課

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL : 023-641-1212 FAX : 023-623-0703 E-mail:kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp